

◎昭和三十九年六月一九日付民事甲二〇九七号各

法務局長、地方法務局長宛民事局長通達

中華民國の国籍の表示を「中国」と記載することについて

【四〇四四】 標記の件について、別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答し従前の取扱を改めることとした。ついては、右御了知のうえ貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

戸甲第七五三号

昭和三十九年五月四日

東京法務局長 古川 静 夫

法務省民事局長 平賀 健太殿

中華民國の国籍の表示を「中国」と記載することについて（照会）

現在中華民國は、事実上台湾と中国本土とに分離している関係から、中国本土で出生又は死亡した者についての出生又は死亡の場所の戸籍記載を、「中華人民共和國……」と記載するよう強く希望する者がありますが、中華人民共和国は、わが国は未承認であるか

ら、右要望による取扱いは認められないと考えますがいかがでしょうか。若し認められないとすれば、中華民國は事実上台湾と中国本土とに分離している実情からして「中華民國」と記載することに統一することは疑問であり、むしろ中国本土及び台湾を区別することなくすべて「中国」と記載するのが適当と考えられますので、出生、死亡の場所の記載はもれ論中国人と日本人間の婚姻（中国本土又は台湾の方式による婚姻の証書提出の場合を含む。）事項中の国籍の表示等についても「中国」と記載する取扱いをしてよいでしょうか。

右何分の御指示を賜わりたくお伺いいたします。

回 答

昭和三十九年五月四日付戸甲第七五三号をもつて照会のあつた標記の件は貴見の取り扱いによつてさしつかえない。